

修正箇所を太字、下線で示します。

### 3. 存在・供用時の焼却施設の稼働による影響

#### (1) 予測項目

予測項目は、焼却施設の稼働による煙突排ガスからのダイオキシン類の降下により変化する土壤汚染とした。

#### (2) 予測地域及び予測地点

予測地点は、煙突排ガスによる土壤への影響であることから、施設の稼働に係る大気質の長期予測における最大着地濃度地点及び対象事業実施区域を除く現地調査地点（4 地点）とした。

#### (3) 予測対象時期

予測対象時期は、施設が稼働し通常の状態に達した時期とした。

#### (4) 予測方法

##### 1) 予測方法

焼却施設の稼働による土壤への影響については、「第 1 節 大気質」での施設の稼働に伴う煙突排ガスの予測結果（P4-1-77）を踏まえて土壤汚染に係る環境影響の程度を予測した。

焼却施設の稼働に伴う土壤汚染の影響は、排ガスに含まれるダイオキシン類が煙突から排出されて拡散し、地面に降下して土壤表層に蓄積するものである。大気質の定量的な予測結果をもとに、大気中のダイオキシン類濃度の寄与の割合を想定し、土壤への影響の予測を行った。

##### 2) 予測条件の設定

予測条件は表 4.8.8 に示すとおりである。

大気質を介した土壤汚染は、長期的に除々に蓄積するものと考えられることから、使用する大気質予測結果は長期平均濃度の結果とした。

一般大気中のダイオキシン類濃度は、現地調査結果の各地点の年平均値を用いた。また、最大着地濃度地点については、全地点の年平均値の平均の値を用いた。

土壤中のダイオキシン類濃度と大気質に含まれるダイオキシン類に関係があると考えた場合、現在の土壤中のダイオキシン類が、計画稼働に伴う大気中のダイオキシン類の寄与の割合だけ上昇すると仮定した。

表 4.8.8 予測条件（長期濃度）

予測地点 (現況測定地点)	一般大気中の ダイオキシン類濃度 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ](a)	計画施設煙突排ガスによる ダイオキシン類寄与濃度 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ](b)	年平均予測濃度 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ] (a+b)	寄与の割合 ((a+b)/a)-1
環境大気 No.2 (土壤 No.2)	<b>0.0087</b>	0.000060	<b>0.008760</b>	<b>0.0069</b>
環境大気 No.3 (土壤 No.3)	<b>0.0092</b>	0.000051	<b>0.009251</b>	<b>0.0055</b>
環境大気 No.4 (土壤 No.4)	<b>0.0115</b>	0.000100	<b>0.011600</b>	<b>0.0087</b>
環境大気 No.5 (土壤 No.5)	<b>0.0100</b>	0.000044	<b>0.010044</b>	<b>0.0044</b>
最大着地濃度地点	<b>0.0101</b>	0.000219	<b>0.010319</b>	<b>0.0217</b>

## (5) 予測結果

計画施設の稼働に伴う大気中のダイオキシン類濃度が、寄与の割合だけ上昇すると仮定し、長期的な土壌中のダイオキシン類の増加量（寄与濃度）の予測を行った。結果は表 4.8.9 に示すとおりであり、増加量は現況の濃度に対して非常に小さいと予測した。

表 4.8.9 ダイオキシン類の予測結果（長期濃度）

予測地点 (現況測定地点)	現況土壌中の ダイオキシン類濃度 [pg-TEQ/g]	寄与の割合 [%]	寄与濃度 [pg-TEQ/g]	予測値 [pg-TEQ/g]
環境大気 No.2	0.80	<b>0.69</b>	<b>0.0055</b>	<b>0.8055</b>
環境大気 No.3	2.3	<b>0.55</b>	<b>0.0128</b>	<b>2.3128</b>
環境大気 No.4	1.3	<b>0.87</b>	<b>0.0113</b>	<b>1.3113</b>
環境大気 No.5	0.11	<b>0.44</b>	<b>0.0005</b>	<b>0.1105</b>
最大着地濃度地点	0.11	<b>2.17</b>	<b>0.0024</b>	<b>0.1124</b>
	12		<b>0.2602</b>	<b>12.2602</b>

注 1) 最大着地濃度地点の現況の土壌中ダイオキシン類濃度は測定していないため、今回調査を行った地点の中で、濃度が最小と最大の値を計算に用いた。

注 2) 予測値は計画施設の稼働当初の数値である。

## (6) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、環境への影響を緩和させるため、表 4.8.10 に示す環境保全措置を予定する。

表 4.8.10 環境保全措置（焼却施設の稼働）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
排ガス濃度の低減	法規制値より厳しい公害防止基準値を設定し、これを遵守することで環境への負荷を低減する	低減
排ガス濃度の監視	排出ガス濃度が適正状態にあることを監視する 硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素：各炉 2 ヶ月に 1 回以上 水銀：各炉 4 ヶ月に 1 回以上 ダイオキシン類：各炉 6 ヶ月に 1 回以上	低減
適正な排ガス処理の実施	ろ過式集じん器、塩化水素・硫黄酸化物除去設備（乾式）、窒素酸化物除去設備、ダイオキシン類除去設備（粉末活性炭噴霧方式）を設け、適正な排ガス処理を実施する	低減
適正な運転管理の実施	設備の定期点検を行い、適正な運転管理を行う	低減

### 【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。